

令和2年生駒市教育委員会第5回臨時会会議録

1 日 時 令和2年4月16日(木) 午後4時～午後4時49分

2 場 所 生駒市役所 大会議室

3 審査事項

報告第7号 臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について）

報告第8号 臨時代理につき承認を求めることについて（令和2年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の意見について）

報告第9号 令和2年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の結果について

議案第17号 生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について

4 教育委員会出席者

教育長	中 田 好 昭		
委 員（教育長職務代理者）	飯 島 敏 文	委 員	寺 田 詩 子
委 員	神 澤 創	委 員	坪 井 美 佐
委 員	レイノルズあい	委 員	西 井 久 之
委 員	伊 藤 智 子	委 員	古 島 尚 弥

5 事務局職員出席者

教育こども部長	奥 田 吉 伸	生涯学習部長	八 重 史 子
教育こども部次長	坂 谷 操	教育総務課長	山 本 英 樹
教育指導課長	前 田 伸 行	学校給食センター所長	財 満 直 也
こども課長	松 田 悟	こども課指導主事	川 田 奈 津 子
こども課指導主事	松 本 裕 美	子育て支援総合センター所長	角 井 智 穂
生涯学習課長	清 水 紀 子	図書館長	西 野 貴 子
スポーツ振興課長	西 政 仁	教育総務課課長補佐	小 北 敦 志
教育指導課課長補佐	八 代 大 輔	教育指導課課長補佐	日 高 興 人
学校給食センター副所長	古 林 像 一	こども課課長補佐	大 窪 奈 都 子
生涯学習課課長補佐	井 川 啓 一 郎	図書館副館長	入 井 知 子
教育総務課（書記）	牧 井 望	教育総務課（書記）	鬼 頭 永 実

6 傍聴者 11名

○開会宣告

○日程第1 教育長報告

・教育委員会事務局職員の挨拶について、奥田教育こども部長から説明

・新型コロナウイルス感染症に伴う対応等について、奥田教育こども部長、八重生涯学習部長から説明

<参照：資料1>

(質疑)

中田教育長：大阪府に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、本市在住者の中でもテレワークが普及しており、普段保育所を利用している方の中にも、今は自宅にいらっしゃる方も増えてきている。保育所の利用自粛は、その方々に対して、家庭での保育をお願いするというものか。

奥田部長：そのとおりである。大阪府において、休業要請が出されており、普段保育所を利用している方でも、現在テレワーク等に移行している方も増えているので、その方々へのお願いとなる。国から示されている、国民の生活維持に必要な業種に従事されている等の場合については、引き続き受け入れる。保育園がクラスターになるという最悪の事態を想定するとともに、大阪府で緊急事態宣言が発令され、かつ市内の就業人口の半数が大阪勤務であることを考慮し、本市として取れる措置をするものである。

伊藤委員：記者会見資料において、学童保育について、通常どおり実施と記載されているが、保育園の措置に準じる形になるのか。もしくは、既に保護者の方々も利用は自粛されていて、限られた方みの利用となっているのか。

坂谷次長：学童保育の通常どおり実施というのは、通常、学校の授業がある場合の、放課後の時間だけ受け入れている運用を指しており、例えば2時まで授業なら、2時以降、児童が学童保育で過ごすことになる。報道資料にある意味としては、臨時休業となった3月3日以降、朝から学童保育を開けていたが、4月17日以降は、通常の放課後の時間から開けるという意味である。授業をしている時間帯は、自由登校となっているので、学校の教室で過ごすことになる。また、保育所の対応に準ずるのかという点については、学童保育は働く方々にとっての最後のセーフティネットだと考えているので、開け続けたいと考えている。学童保育を、安全に、閉所させることなく開け続けるために、ご家庭で保育が可能な方には、保育所と同様に家庭での保育をお願いしていきたいと考えている。

西井委員：学校における自主登校について、利用状況はどうか。

奥田部長：参考資料には、15日の利用状況を記載している。学童保育は817名、小学校の自主登校は2,358名、中学校の自主登校は507名、幼稚園は154名利用している。裏面には、4月6日から15日までの8日間の利用者・登校者の推移を表している。小学校では、最少は1,158名から最多は5,942名の登校があり、平均としては54%の出席である。中学校については、最少は422名から最多は2,070名の登校があり、平均46%の出席である。学童については、最少は526名から最多は1,241名の利用があり、約半数の方が利用している。幼稚園については、こども園で出席があり、10日は小学校の入学式だったため、出席率が高くなっている。

西井委員：地域の子どもたちの様子を見てみると、自主登校の名のもとに、大半の子が登校しているように感じた。感染予防という趣旨があるにも関わらず、新1年生がランドセルを背負って登校している姿をよく見かけた。出席率40%以上は概ね半分が出席していることとなり、授業しているのと変わらないのではないか。保育所についても感染予防のため、利用者に対する自粛要請をするようだが、この状況では学校においても感染の懸念が拭えない。学校に行かせたい保護者と行かせたくない保護者がいるのだと思うが、出席率があまりにも高いという印象がある。本来は、普段学童保育に通所している児童が、朝は学童保育が開いていないからその間だけ学校で受け入れるというものだったと思うが、この状況では、休校している意味がない。

中田教育長：自由登校という言葉が一人歩きしているように思う。登校日を設定した背景としては、春休みが1か月以上となり、その間自宅に居続けたことにより、子どもたちが心身共に疲れていたり、学習習慣が身につけられなかったり、生活リズムが狂ってしまうという状況が見受けられたためである。保護者の中には、学校に行かせたくない方もいれば、子どもの学習環境が整っていない家庭では、今の状態を心配している方もいる。このような状況を総合的に判断して、朝の登校時間にあわせて2時間だけ登校する日を設定している。大阪府に緊急事態宣言が発出された状況も踏まえ、今の態勢を続けることは考えていない。市町村によって対応は異なると思うが、本報告については、現段階の、当市の対応を報告させていただいたものである。

レイズ委員：教育長からのご発言にもあったように、今後の状況次第で対応を決めなくてはならない。政府が緊急事態宣言の対象を全国に広めることを検討しているという話もある。奈良県に緊急事態宣言が発出された場合、自主登校をさせている場合ではない。緊急事態宣言が発出された場合、8割の接触を減らさなくてはならないが、現段階では半数が学校に来てい

るので、5割の減少に留まっているかと思う。今後の政府の動向によって、学校はどう対応するか考えていかななくてはならない。

坪井委員：公共施設の時間短縮や閉鎖によって、市職員の勤務について、出勤日数が減ったり、時間が短縮されることもあるのか。状況を伺いたい。

八重部長：生涯学習施設については、直営は図書館のみとなっている。

西野館長：現在の図書館の対応としては、予約本のみの貸出となっているが、問合せ等が多く、現場は落ち着かない状態である。また、例年2月頃に1週間以上閉館して、蔵書点検を行っているが、長期の休館となっている今の期間に点検を実施している。通常と変わらない、もしくはそれ以上の忙しさに業務に当たっている。職員の勤務時間等については、一部で時差出勤をしているが、問合せや蔵書点検が一段落すれば、テレワークや時差出勤をより活用し、一日当たりに出勤する職員数を減らしていきたいと考えている。

坪井委員：現在、民間企業では、テレワークが進んでいる一方で、官庁のオーバーワークを耳にしている。本日も市役所はフル稼働していると感じたので、市職員の健康管理も重々をお願いしたい。

○日程第2 報告第7号 臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について）

・生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、山本教育総務課長から説明

<参照：議案書p1、資料2>

（質疑）なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第3 報告第8号 臨時代理につき承認を求めることについて（令和2年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の意見について）

・令和2年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の意見について、山本教育総務課長から説明

<参照：議案書p2、資料3>

（質疑）なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第4 報告第9号 令和2年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の結果について

- ・令和2年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の結果について、山本教育総務課長から説明
- <参照：議案書 p 5 >
(質疑) なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第5 議案第17号 生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について

- ・生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について、坂谷教育こども部次長から説明
- <参照：議案書 p 6、資料4～5 >
(質疑)

寺田委員：水曜日の預かり保育が追加され、短時間のパートタイム就労をされている方にも働きやすい環境が整ったのではないかと思う。また、市独自で準新2号として、48時間以上の労働等の要件を追加するにあたり、証明等の提出は必要なのか。

坂谷次長：保護者の方にご負担をかけない簡易な方法で、各園において確認させていただく。

寺田委員：各園で労働等が確認できれば良いということか。

坂谷次長：申請様式については、こども課で調製し、各園に設置する。各園において、保護者に記入していただき、各園からこども課に提出していただく。

飯島委員：月額での上限額の設定について、意見を可能な限り反映していただいた。ただ、昨年10月以前と全く同様ではないので、実際に、各家庭においてどのくらい負担があるのか、その負担が相当のものであるのか、本規則の施行後も精査し、過度な負担がご家庭にかからないように、運用上の工夫をしていただきたい。一度決まったからこの体制で良いのではなく、額の設定等の妥当性について研究しながら、引き続き運用していただきたい。

レックス委員：本件については、昨年10月に改正前の原案が可決され、施行されてから、多くの保護者の方からご意見を頂いたものである。私も陳情書を読み、負担に感じている方が多いことを実感した。その意見を踏まえ、今般、市としてかなり譲歩した形となった。準新2号認定を設けることで、かなり負担が軽減される方もいれば、準新2号認定を設けても、負担が変わらない方も引き続きいらっしゃるかと思う。ただ、行政が提供する預かり保育の料金としては、十分な検討をしていただいた、妥当な料金であると考えている。今後は、どれだけ丁寧に説明していくか大切になってくる。陳情書にも、急なことだったという意見もあり、その点でご納得

いただけなかった部分もあると思う。今回の料金改定をお知らせするに当たっては、これまでの経緯、預かり保育の位置付けについても再認識していただけるように言及しながら、丁寧な説明を検討いただきたい。

審議結果 【原案のとおり可決】

○閉会宣告

午後4時49分 閉会